

○資金収支計算書

「資金収支計算書」とは、1年間の行政サービスに伴う現金等の資金の流れを性質の異なる3つの区分に分けて表しています。

(単位：百万円)

【業務活動収支】 A	432		
業務活動支出	3,375	業務活動収入	3,807
【投資活動収支】 B	△214		
投資活動支出	469	投資活動収入	255
【財務活動収支】	△200		
財務活動支出	617	財務活動収入	417
◇当期資金収支額 C	17	【期首資金残高】 D	90
(基礎的財政収支) A + B - 支払利息	240	【期末資金残高】 D + C	107

業務活動収支…行政サービスを行う中で、毎年継続的に収入支出されるもの

投資活動収支…学校・公園・道路などの資産形成や投資などの収入と支出

財務活動収支…地方債・借入金などの収入と支出

※各表の詳細は、福島町ホームページ「各種計画・会議情報の公表」に掲載しております。

【お問い合わせ先】 総務課財政係 ☎47-3001

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る 租税特別措置

福島町では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき「福島町過疎地域持続的発展市町村計画」を策定しています。本計画が国の認定を受けたことで、事業者が建物や機械等の取得を行った場合、固定資産税の課税免除を受けることができるようになりました。

対象となる業種・取得価格

※ 対象となる設備(機械・装置・建物・付帯設備、構築物)の価格は、業種及び資本金により異なります。

製造業・旅館業	個人又は 資本金5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
	500万円以上の取得等	1,000万円以上の 新增設に係る取得 等	2,000万円以上の 新增設に係る取 得等
農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上の取得等		

● 適用期間 ～ 当該設備等の固定資産税を課すべき最初の年度以降、3年間

☆ 固定資産税以外に、事業税及び不動産取得税(道税)が課税免除の適用を受けることができます。

※ 事業税は、水産業の個人事業者の方も課税免除の適用を受けることができます。

制度の詳細は、町民課 賦課係(☎47-4683)までお問い合わせください。